

北監第33号
令和元年10月16日

北方町長様
北方町議會議長様

北方町代表監査委員 横山治

隨時監査の実施について（通知）

地方自治法第199条第5項の規定に基づく隨時監査を、別紙「実施計画書」のとおり実施しますので通知します。

別 紙

実 施 計 画 書

種 別

地方自治法第199条第5項の規定に基づく隨時監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 安 藤 哲 雄

対象事項及び範囲

- ・学園構想について
- ・収入・支出に関する事務全般について

実施日

令和元年11月13日（水）

実施場所

北方町役場 委員会室

基本方針・着眼点

- ・学園構想のこれまでの経過と今後の予定について
- ・調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
- ・調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
- ・支出負担行為は法令等に違反しないか。
- ・不経済な支出及びその他不適当と認められる支出はないか。
- ・その他経費を節減できるものはないか。
- ・その他関連事務全般について

提出資料

収入・支出伝票等関係書類

出席依頼者氏名

担当課長、担当者

北監第37号
令和元年11月21日

北方町長様
北方町議会議長様

北方町代表監査委員 横山治

随時監査の結果について（報告）

みだしのことについて、地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査を執行したので、同法第199条第9項の規定により別紙のとおりその結果を報告します。

別 紙

結 果 報 告 書

種 別

法第 199 条第 5 項による隨時監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 安 藤 哲 雄

対象事項及び範囲

学園構想について

収入・支出に関する事務全般について

実施日

令和元年 11 月 13 日 (水)

実施場所

北方町役場 委員会室

監査の結果

対象事項について、監査目的に基づき監査した結果、概ね適正に執行されているが、監査意見書に述べる事項について考慮すべき点があると思われる所以検討されたい。

監 査 意 見 書

北方町監査委員 横 山 治

北方町監査委員 安 藤 哲 雄

令和元年 11月 13日に、地方自治法第 199 条第 5 項による随時監査を行った結果に関する報告書に添えて、次のとおり意見を提出する。

意 見

- 1 北方学園構想については、これまで概ね順調に進んでいると思われる。学園構想の良さを、転出した北方町出身者にもわかるように町外にもアピールし、ふるさと納税等の寄付を募ることができれば、財源の一助になると思われるので一考願いたい。
- 2 今回、教育委員会の収入・支出に関する事務全般についての書類を中心に監査したところ、以下の点について検討・確認をすべきであると考える。
 - ア. 登下校安全巡視員勤務実績簿等の記載事項に記載漏れ等の不備があるので、今後当該者が提出する時に注意してもらいたい。
 - イ. 現在社会保険に加入している方について、本当に社会保険への加入が必要なのかどうかを、社会保険加入条件をふまえて再考する必要があると思われる。
 - ウ. 各事業報償費について、支払方法と源泉徴収の内容が給与（賃金）と判断される物がある。現状の各事業報償費について、支払科目や源泉徴収方法等を、もう一度確認をしてもらいたい。